**World Sailing試行規則**

**DR21-04 付則UF アンパイア制フリート・レース**

*2021年5月版*

*World Sailingは、規定28.1.5(b)に基づき、試行規則として付則UFの使用を承認する。その承認は以下の条件で適用される。*

1. *付則UFは、特定の大会または大会のシリーズのために、本付則によって許可されたとおりに変更して使用される。本付則はその大会に因んで名付ける。例えば、TP52スーパー・シリーズでは、その版を「アンパイア制フリート・レース TP52スーパー・シリーズ版」とするのがよい。*
2. *UF1では、規則は、用意された選択肢の中から選択することによってのみ変更される。UF1には、通常は規則86.1により、大会のために変更することが禁止されている規則を含んでいる。ただし、本付則が用いられる場合、UF1にある選択肢が適用され、選択肢の文言が変更されていない場合に限り、それらの規則の変更は許可される。*
3. *UF2からUF5に示す推奨される記述は、規則86.1によって許可される場合にのみ変更される。これは、マーカーで塗られた文言を、その大会に係る詳細な記述に置き換えることも含む。*
4. *選択されなかった選択肢、およびマーカーで塗られた指示（和訳注：黄色の部分）は、当該付則から削除すること。*

*この試行規則の使用後、以下の質問に回答し、それらをrules@sailing.orgまで送付してください。*

*・大会名*

*・開催日*

*・チーフ・アンパイア名*

*・クラス名*

*・レース毎の参加艇数*

*・アンパイア・ボート数*

*・アンパイア数*

*・アンパイアの判定数（概数でも可）*

*・レース後行われた審問数*

*・付則の文章に関わる問題点*

*・追加要望*

*・付則UFについてのその他のコメント*

*・大会に使用した付則UFの添付*

**使用上の注意：**

*アンパイアが規則28違反に対してペナルティーを課さない場合、水色の部分すべてを削除すること。*

*規則31が削除される場合、緑色の部分すべてを削除すること。*

*第2章の規則違反に対して審問する選択肢（「J旗掲揚」など）がない場合、紫色の部分すべてを削除すること。*

***このページは大会向けに発行される付則UFの版から削除すること。***

**付則UF**

**アンパイア制フリート・レース**

**[大会名を記入する]版**

[年月日を記入する] **版**

*アンパイア制フリート・レースは、本付則によって変更されたセーリング競技規則に基づいて行われなければならない。レースは、アンパイア制で行わなければならない。UF1での規則変更は、規定28.1.5(b)に基づき、用意された選択肢のみが使われているという条件で、World Sailingが承認したものである。本付則は、レース公示に記述され、かつすべての競技者に入手可能にした場合にのみ適用される。*

**UF1 定義、第1章と第2章の規則、および規則70の変更**

**UF1.1** 定義『**プロパー・コース**』に以下を追加する。

ペナルティーを履行している艇、またはペナルティーを履行するために操船している艇は、**プロパー・コース**を帆走していない。

**UF1.2** 新規則7を第1章に追加する。

**7** **最後の確かな点**

アンパイアは、艇の状態または他艇との関係が変わったと確信を持つまでは、それらは変わっていないとみなす。

**UF1.3** [*代替の規則14が好ましいとされる場合の変更選択肢*]*および/または、損傷がなくとも接触に対して得点ペナルティーを適用する場合*

規則14を以下のとおり変更する。

**14** **接触の回避**

**14.1** 常識的に可能な場合には、艇は、

1. 他艇との接触を回避しなければならない。
2. 艇間の接触を引き起こしてはならない。かつ
3. 艇と回避すべき対象物との間の接触を引き起こしてはならない。

ただし、航路権艇、または得る資格がある**ルーム**もしくは**マークルーム**内を帆走している艇は、相手艇が**避けてい**ないか、または**ルーム**もしくは**マークルーム**を与えないことが明らかになるまで、接触を回避する行動をとる必要はない。

[*損傷がなかったとしても、接触に対して得点ペナルティーを適用する*場合には、以下の項を追加する。]

**14.2** 艇体の間に接触があった場合、アンパイアは、そのインシデントでペナルティーを課された艇に、審問なしに[得点数を記入する]点の得点ペナルティーを課すことができる。さらにアンパイアは、その接触の一因を作ったとみなした他の艇にも、[得点数を記入する]点の得点ペナルティーを課すことができる。この規則は、[艇体以外の対象物を記入するか、またはこの文を削除する]でも適用される。

**14.3** 損傷を引き起こす接触があったか、またはアンパイアが、艇が規則14に違反し結果として損傷が起きたと判定した場合、アンパイアは、審問なしにそのインシデントに関与したあらゆる艇に、得点ペナルティーを課すことができる。そのような場合に適用される最低限のペナルティーは、[得点数を記入する]点である。

**または、**標準の規則14を用いながら、*損傷なしでも接触に対して得点ペナルティーを適用する*場合は、以下を用いる。

規則14を以下のとおり変更する。

**14** **接触の回避**

**14.1** 艇は、常識的に可能な場合には、他艇との接触を回避しなければならない。ただし、航路権艇、または得る資格がある**ルーム**もしくは**マークルーム**内を帆走している艇は、相手艇が**避けてい**ないか、または**ルーム**もしくは**マークルーム**を与えないことが明らかになるまで、接触を回避する行動をとる必要はない。

**14.2** 艇体の間に接触があった場合、アンパイアは、そのインシデントでペナルティーを課された艇に、審問なしに[得点数を記入する]点の得点ペナルティーを課すことができる。さらにアンパイアは、その接触の一因を作ったとみなした他の艇にも、[得点数を記入する]点の得点ペナルティーを課すことができる。この規則は、[艇体以外の対象物を記入するか、またはこの文を削除する]でも適用される。

**14.3** 損傷を引き起こす接触があったか、またはアンパイアが、艇が規則14に違反し、結果として損傷が起きたと判定した場合、アンパイアは、審問なしにそのインシデントに関与したあらゆる艇に得点ペナルティーを課すことができる。そのような場合に適用される最低限のペナルティーは、[得点数を記入する]点とする。

**UF1.4** 規則20が適用される場合、声をかけることに加えて以下の腕信号が必要とされる。

1. タックするための**ルーム**については、風上の方向を繰り返しはっきりと指すこと。
2. 「ユー・タック」については、繰り返しはっきりと、相手艇を指して腕を風上方向へ振ること。

**UF1.5** 規則70を削除する。

**UF1.6** **試行規則**

[*任意の変更*]

1. 定義『**マークルーム**』を以下のように変更する。

**マークルーム** 艇がマークを定められた側で回航または通過するためにプロパー・コースを帆走するためのルーム

ただし、艇の**マークルーム**には、その艇に**マークルーム**を与える必要がある他艇の内側かつ**風上**でその艇が**オーバーラップ**しており、かつタックした後に**マーク**を**フェッチング**することになる場合を除き、タックするための**ルーム**は含まない。

[*任意の変更*]

1. 規則13を削除する。

[*任意の変更*]

1. 規則17を削除する。

**UF2** **他の規則の変更**

**UF2.1** [2つの選択肢から1つ選択すること]

[*規則28違反に対するペナルティーをアンパイアが課すことができる場合の選択肢*]

規則28.2を以下のとおり変更する。

**28** **レースの帆走**

**28.2** 艇は、次のマークを回航し終えていないか、または**フィニッシュ**するためにフィニッシュ・ラインを横切っていない場合に限り、**コースの帆走**の誤りを正すことができる。

または

[*規則28違反に対するペナルティーをアンパイアが課せない場合の選択肢*]

*規則UF3.4(a)(6)、UF3.4(b)、UF5.3(a)およびUF5.10における規則28への言及を削除する。*

**UF2.2** [乗員または艇体のマークとの接触のみを禁止するように規則31を変更する場合の選択肢]

規則31を以下のとおり変更する。

**31** **マークとの接触**

**レース中**、乗員または艇体のいかなる部分も、**スタート**前のスタート・**マーク**、帆走中のコースのレグの起点、境界または終点となる**マーク**、または**フィニッシュ**後にフィニッシュ・**マーク**に接触してはならない。さらに、**レース中**、艇は**マーク**を兼ねるレース委員会船に接触してはならない。この規則は、[艇体以外の対象物を記入するか、またはこの文を削除する]に対しても適用される。

[*規則31を削除し、あらゆるマークとの接触を許す場合の選択肢*]

規則31を削除する。

*（規則UF3.2、UF3.3(a)、UF3.4(a)(1)における規則31への言及を削除する。）*

**UF2.3** [*大会のそれ以前のステージで付則Pが使用された場合に、付則Pを削除するための選択肢。大会全体で付則UFを使用する場合は、削除する*]

規則P1からP4は適用されないものとする。

**UF3 水上での抗議とペナルティー**

**UF3.1** 本付則では、「ペナルティー」は、以下を意味する。

[*ペナルティーが『1回転ペナルティー』である場合の選択肢*]

規則44.2に従って履行された『1回転ペナルティー』

[*他のペナルティーが適用される場合の代替選択肢*]

[ペナルティーの説明を記入する]

**UF3.2** 規則44.1の最初の文を以下のとおり変更する。

**レース中**に、1件のインシデントで1つかそれ以上の第2章の**規則**（損傷や傷害を引き起こした場合の規則14を除く）、規則31または規則42に違反したかもしれない艇は、ペナルティーを履行することができる。ただし、艇が同一のインシデントで第2章の規則と規則31に違反した場合、規則31違反によるペナルティーを履行する必要はない。

**UF3.3 艇による水上での抗議とペナルティー**

1. レース中に、艇は、第2章の規則（規則14を除く）、規則31または規則42に基づき、他艇を抗議することができる。ただし、艇は自らが関与したインシデントに対してのみ、第2章の規則に基づいて抗議することができる。抗議するためには、「プロテスト」と声をかけ、目立つように[旗の説明を記入する。例、赤色旗、Y旗、他]を掲揚しなければならず、それぞれを最初の妥当な機会に行わなければならない。その艇は、インシデントに関与した艇が自発的にペナルティーを履行した後、またはアンパイアの判定後、最初の妥当な機会に、またはその前に、旗を降下しなければならない。

[*抗議旗を必要としないクラスの場合の選択肢*]

抗議旗は、[クラスまたは種目を記入する]に対しては必要とされない。

1. 規則UF3.3(a)に基づいて抗議する艇には、アンパイアが規則UF3.5(d)に従って信号を発した場合を除き、審問を受ける資格はない。その代わり、インシデントに関与した艇は、自発的にペナルティーを履行することにより規則違反を認めることができる。規則に違反し免罪されない艇が自発的にペナルティーを履行しない場合には、アンパイアは、そのようなどの艇にも、ペナルティーを課すことができる。

**UF3.4** **アンパイアが発議するペナルティーと抗議**

1. 艇が以下のいずれかの場合、
   1. 規則31に違反し、ペナルティーを履行しない
   2. 規則42に違反した
   3. ペナルティーを履行したにもかかわらず有利となった
   4. スポーツマンシップの違反を犯した
   5. 規則UF3.6に従わないか、またはアンパイアによりペナルティーの履行を　求められた場合にそれを履行しない

[*任意：アンパイアがペナルティーを課すことのできる、クラス規則、艇の取り扱い規則、または帆走禁止区域の違反に関して、（6）等の追加項目を追加する*]

* 1. [*規則28違反に対してアンパイアがペナルティーを課すことのできる場合の選択肢*] 規則UF2.1（規則28.2）に従わなかった場合、アンパイアは、規則UF3.5(c)に基づき、艇を失格としなければならない。

アンパイアは、他艇による抗議なしに艇にペナルティーを課すことができる。そのアンパイアは、規則UF3.5(b)に従って信号を発することにより、1つまたはそれ以上ペナルティーを課すか、または規則UF3.5(c)に基づき艇を失格とするか、または、さらなる処置を求めてプロテスト委員会にインシデントを報告することができる。艇がペナルティーを履行しないか、不正確に履行したために規則UF3.4(a)(5)に基づきペネルティーを課された場合、元のペナルティーは取り消される。

1. 自ら目撃したか、またはあらゆる情報源から受け取った報告を基に、艇が、規則UF3.6または規則28、または規則UF3.3(a)に挙げられた規則、以外の規則に違反したかもしれないと判定したアンパイアは、規則60.3に基づく処置を求めてプロテスト委員会に通知することができる。ただし、そのアンパイアは、損傷や傷害がある場合を除き、規則14違反の申し立てをプロテスト委員会に通知することはない。

**UF3.5 アンパイアの信号**

アンパイアは、以下のとおりに判定の信号を発する。

1. 長音1声と共に掲揚する緑色と白色の旗は、「ペナルティーを課さない」ことを意味する。
2. 長音1声と共に掲揚する赤色旗は、「ペナルティーが課された、または未履行のままである」ことを意味する。アンパイアはそのような艇を特定するために声をかけるか、または信号を発する。
3. 長音1声と共に掲揚する黒色旗は、「艇を失格とする」ことを意味する。アンパイアは失格とした艇を特定するために声をかけるか、または信号を発する。
4. [*アンパイアが、事実をすべてわかっていない場合に、旗を掲揚することができる場合の選択肢*]

長音1声と共に掲揚する[J旗、または他の旗の説明を記入する]旗は、「アンパイアは、判定を下すために必要な事実を有していない」ことを意味する。

**UF3.6 ペナルティーが課された場合**

1. 規則UF3.5(b)に基づきペナルティーを課された艇は、ペナルティーを履行しなければならない。
2. 規則UF3.5(c)に基づき失格とされた艇は、速やかにコース・エリアを離れなければならない。

**UF4 レース委員会の処置**

**UF4.1** [*レース委員会がフィニッシュ・ラインにおいて結果を提示する場合の選択肢*]

レース委員会は、フィニッシュ・ラインにおいて競技者に各艇のフィニッシュ順位または得点記録の略語を通知する。これを行った後レース委員会は、速やかに音響１声とともにB旗を掲揚する。B旗は少なくとも2分間掲揚され、その後音響１声とともに降下される。レース委員会が、フィニッシュ・ラインにおいてB旗掲揚中に通知した得点情報を変更する場合には、音響1声とともにL旗を掲揚する。B旗は、変更が行われた後少なくとも2分間、掲揚を続ける。

[*レース委員会がフィニッシュ・ラインにおいて結果を提示せず、無線で行う場合の代替選択肢*]

艇のフィニッシュ後、レース委員会は競技者に結果を、[無線チャネル番号を記入する]で無線により通知する。

[*レース委員会がフィニッシュ・ラインにおいて結果を提示せず、公式掲示板で行う場合の代替選択肢*]

艇のフィニッシュ後、レース委員会は競技者に結果を、公式掲示板上において通知する。

**UF5 抗議、救済または審問再開の要求、上告、その他の手続き**

**UF5.1** アンパイアが処置したこと、処置しなかったことに関して、いかなる種類の手続きも行うことはできない。

**UF5.2** [*アンパイアが反応しなかった場合に艇が抗議することが許される場合の選択肢*]

艇は、アンパイアが規則UF3.5(d)に従って信号を発したか、または規則UF5.3に基づく場合にのみ審問を受ける資格がある。

**UF5.3** 以下のいずれかを行おうとする艇は、

(a) 規則UF3.6または規則28、または規則UF3.3(a)に挙げられた規則、以外の規則に基づき他艇を抗議する

(b) 損傷または傷害を引き起こした接触があった場合に、規則14に基づき他艇を抗議する

(c) 救済要求をする

次の方法でレース委員会に伝えなければならない。

[*レース委員会がフィニッシュ・ラインにおいて結果を掲示する場合の選択肢*]

B旗の掲揚前または掲揚中に、レース委員会に対して声をかける。

[*レース委員会がフィニッシュ・ラインにおいて結果を掲示しない場合の選択肢*]

[艇がどのようにレース委員会に抗議または救済要求することの意思を伝えるか、およびレース委員会に伝える締切時刻がいつなのかを記述する]

**UF5.4** 規則UF5.3に定義された締切時刻は、当該抗議が認められる場合は、規則UF5.9、UF5.10およびUF5.11に基づく抗議にも適用される。プロテスト委員会は、延長するもっともな理由がある場合には、その締切時刻を延長しなければならない。

**UF5.5** レース委員会は、規則UF5.3に基づき伝えられた抗議や救済要求について、プロテスト委員会に速やかに知らせるものとする。

**UF5.6** 規則61.1(a)の3番目の文と規則61.1(a)(2)のすべてを削除する。

[*主催団体または競技役員の処置に対し救済が与えられない場合に使用する選択肢*]

規則62.1(a)を削除する。

**UF5.7** 規則64.2の初めの3つの文を以下のとおり変更する。

プロテスト委員会は、抗議の審問の**当事者**である艇が**規則**に違反したと判定した場合、失格以外のペナルティーを課すことができ、公平と判断する別の得点調整を行うことができる。艇が**レース中**でない時に**規則**に違反した場合には、プロテスト委員会は、ペナルティーをそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに適用するか、または別の調整を行うかを、決めなければならない。

**UF5.8** 審問

規則69.2に基づく審問を除き、

(a) 抗議と救済要求は、書面である必要はない。

(b) プロテスト委員会は、適切と考える方法で被抗議者に審問のことを知らせ、予定を決めることができ、それを口頭で伝えることができる。

(c) プロテスト委員会は、適切と考える方法で証言をとり、審問を進めることができ、その判決を口頭で伝えることができる。

(d) プロテスト委員会は、規則違反がレースの結果に影響しなかったと判定した場合には、整数または分数の得点ペナルティーを課すか、または公平と判断する別の調整を行うことができ、それにはペナルティーを課さないということもある。

(e) プロテスト委員会が規則UF5.7に従って艇にペナルティーを課した場合、または標準ペナルティーが適用された場合には、他のすべての艇に、ペナルティーを課された艇の得点変更について通知される。

**UF5.9** レース委員会は、艇を抗議することはない。[レース委員会が抗議することができる場合の選択肢：「ただし、[規則を記入]に基づく場合を除く。」]

**UF5.10** プロテスト委員会は、規則60.3に基づき艇を抗議することができる。ただし、プロテスト委員会は、規則UF3.6または規則28、規則UF3.3(a)に挙げられた規則、または損傷もしくは傷害があった場合を除く規則14の違反に対し、艇を抗議することはない。

**UF5.11** テクニカル委員会は、艇または個人装備が、クラス規則、規則50または、存在するなら、その大会の装備規則に従っていないと判断した場合にのみ、規則60.4に基づき艇を抗議する。そのような場合には、テクニカル委員会は抗議をしなければならない。

**UF5.12** 規則66.2を以下のとおり変更する。

本付則に基づく審問の**当事者**は、審問の再開を要求することはできない。